

## 資料編

○ユニバーサルデザインまちづくりに関連する

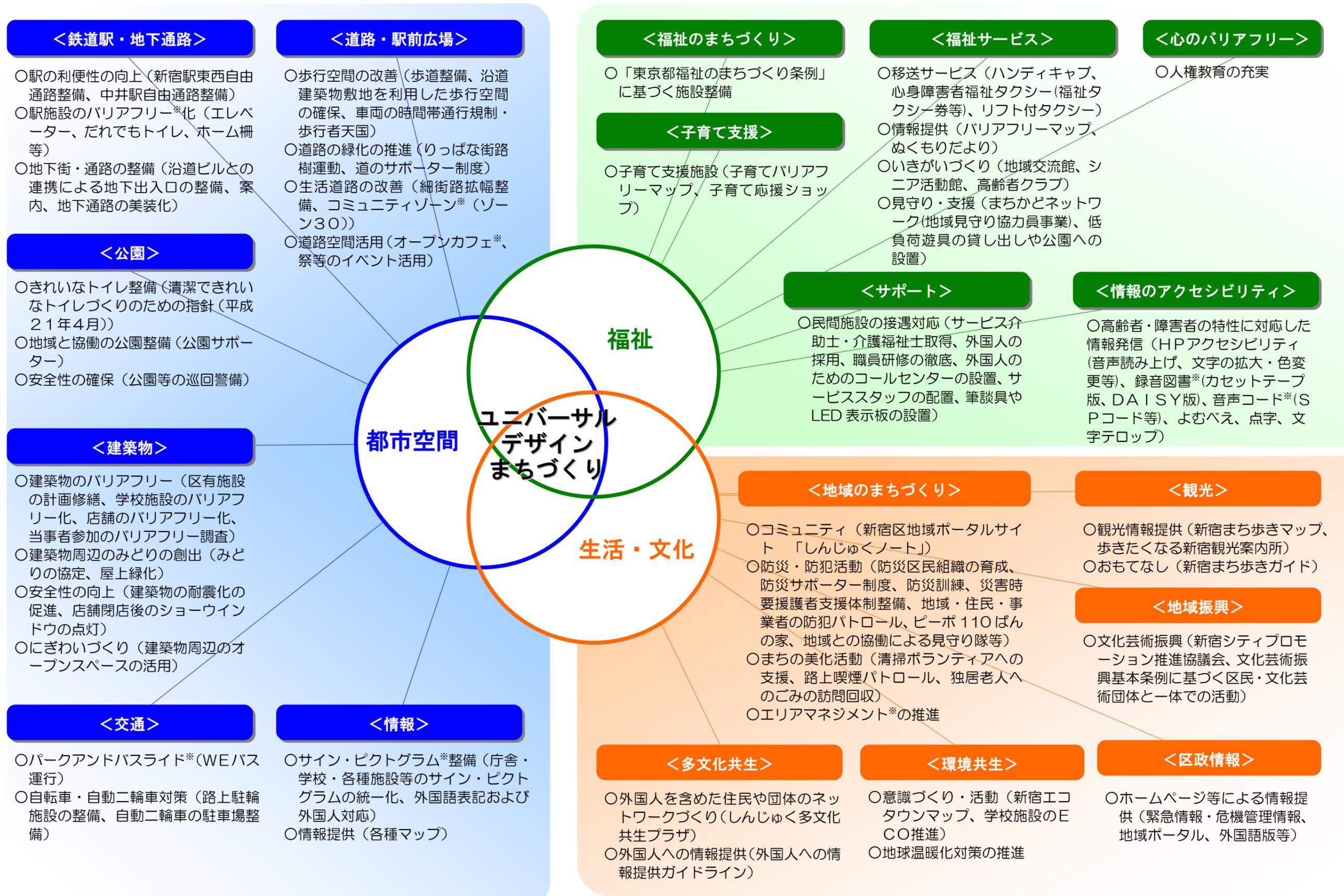
新宿区内の取組

○ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの

策定経過

○用語の説明

# 【ユニバーサルデザインまちづくりに関連する新宿区の実践】



# 【ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの策定経過】

## 1. ガイドラインの検討経過

### (1) 検討状況

平成 20 年度は、学識経験者、関係団体等によるユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議および関係各部署による庁内検討会議を立ち上げ、検討を進めてきました。

平成 21 年度は、建築物、道路などのハード面を中心とした「都市空間編」として案をまとめました。

平成 22 年度は、関係事業者および関係各部署への意見聴取を実施し、都市空間につながるソフト面や福祉、生活、文化といった側面からも検討を加えました。

### (2) 検討組織構成員

・ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議

◎：座長 ○：副座長 △：幹事会会員

氏名	所属・役職等
◎△ 秋山 哲男	日本福祉のまちづくり学会 副会長 前・首都大学東京都市環境科学研究科教授
泉 晃子	東京都建築士事務所協会新宿支部
今西 正義	新宿区障害者団体連絡協議会
大矢 裕子	地域子育て支援センター 二葉
△ 岡村 祐	首都大学東京都市環境科学研究科助教
斉藤 源久	東京都商工会議所新宿支部
高橋 正人	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部企画部長 (平成 22 年 3 月 23 日より)
○△ 中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
世継 信一	新宿区高齢者クラブ連合会
猿橋 敏雄	総合政策部長
酒井 敏男	地域文化部長 (平成 22 年 3 月 23 日より)
小柳 俊彦	福祉部長 (平成 22 年 4 月 1 日より)
今野 隆	福祉部長 (平成 22 年 3 月 31 日まで)
野崎 清次	みどり土木部長 (平成 21 年 7 月 16 日より)
邊見 隆士	みどり土木部長 (平成 21 年 7 月 15 日まで)
鹿島 一雄	都市計画部長 (平成 22 年 4 月 1 日より)
高橋 信行	都市計画部長 (平成 21 年 4 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日まで)
永島 恵子	都市計画部長 (平成 21 年 3 月 31 日まで)

・新宿区ユニバーサルデザインまちづくり庁内検討会議

会長	都市計画部長
委員	区長室 区政情報課長
	区長室 危機管理課長
	区長室 安全・安心対策担当副参事
	総合政策部 企画政策課長
	総務部 総務課長
	総務部 施設課長
	地域文化部 地域調整課長
	地域文化部 文化観光国際課長
	地域文化部 多文化共生担当副参事（平成22年4月1日から）
	福祉部 障害者福祉課長
	福祉部 高齢者サービス課長
	子ども家庭部 子ども家庭課長
	健康部 健康推進課長
	みどり土木部 道路課長
	みどり土木部 みどり公園課長
	みどり土木部 交通対策課長
	都市計画部 都市計画課長
都市計画部 建築指導課長	
都市計画部 住宅課長	
教育委員会 教育政策課長	
教育委員会 教育施設課長	

(3) 検討経過

・ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議

回	開催日	議 事
第1回	平成21年 2月 2日	○新宿区におけるユニバーサルデザインまちづくりの取組と新たに策定するガイドラインの骨子について
第2回	平成21年 3月23日	○ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン策定に向けた主要課題と対応方針について
第3回	平成22年 3月23日	○ユニバーサルデザインの視点での都市空間づくりガイドラインについて
第4回	平成22年10月 7日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン素案の修正について
第5回	平成22年11月15日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン素案の修正について
第6回	平成22年11月30日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン素案の修正について
第7回	平成23年 2月17日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン案について ○ガイドライン素案に対するパブリック・コメントについて

・ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議幹事会

回	開催日	議 事
第1回	平成21年 4月10日	○ガイドライン検討の視点について
第2回	平成21年 5月29日	○新宿区におけるUDの視点からみた都市空間の課題について
第3回	平成21年 7月14日	○新宿区版「ユニバーサルデザインによるまちづくりガイドライン」の作成コンセプトについて ○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン（たたき台）について
第4回	平成21年 9月28日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン（素案）について
第5回	平成22年 9月 3日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン（素案）の修正について

・新宿区ユニバーサルデザインまちづくり庁内検討会議

回	開催日	議 事
第1回	平成20年 7月31日	○ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの策定について
第2回	平成21年 1月22日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの骨子（素案）について
第3回	平成21年 3月13日	○ユニバーサルデザインまちづくりに係る課題について
第4回	平成22年 1月 7日	○ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン（素案）について
第5回	平成22年 9月17日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン素案の修正について
第6回	平成22年11月29日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン素案の修正について
第7回	平成23年 2月15日	○新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン案について ○ガイドライン素案に対するパブリック・コメントについて

## 2. 関係事業者・関係各部署への意見聴取

ガイドラインの作成にあたっては、区内の関係事業者および関係各部署に意見を伺いました。

- ・関係事業者への意見聴取

実施期間	意見聴取先
平成 22 年 8 月 27 日～9 月 24 日	6 事業者（鉄道、商業施設等）

- ・関係各部署への意見聴取

実施期間	意見聴取先
平成 22 年 7 月 20 日～8 月 12 日	庁内関係部署

## 3. 素案の公表および意見聴取

区では、ガイドライン素案を公表するとともに、パブリック・コメントにより、意見を伺いました。

### (1) ガイドライン素案の公表

- ・平成 22 年 12 月 24 日～平成 23 年 1 月 28 日  
広報しんじゅくに掲載（平成 22 年 12 月 25 日）  
区ホームページに掲載  
素案概要版の配布及び素案の閲覧  
（都市計画課、広聴担当課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館）

### (2) パブリック・コメントの実施

- ・平成 22 年 12 月 24 日～平成 23 年 1 月 28 日

□意見の提出状況：意見提出者数：12 人 意見総数：75 件
-----------------------------------

### (3) 説明会の開催、意見聴取

- ・説明会の開催状況

開催日	開催時間	会場
平成 23 年 1 月 14 日(金)	14 時から	新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室
	19 時から	

- ・関係団体への周知、意見聴取

（町会・自治会、地区協議会、障害者関係団体、子育て関係団体、商業関係団体、建築関係団体、新宿区交通バリアフリー推進委員会 等）

## 【用語の説明】

### あ 行

#### ICT (Information Communication Technology の略) :

情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。ITの「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。

#### エスコートゾーン :

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

#### NPO(Non-profit Organization の略、民間非営利組織) :

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法(特定非営利活動促進法)に基づく認証を得た団体は法人格を有する。

#### エリアマネジメント :

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組

#### オストメイト :

直腸がんやぼうこうがんなどが原因で臓器に機能障害(内部障害のひとつ)を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口(ギリシャ語でストーマ)を造設した人。国内のオストメイトは約20万~30万人といわれている。

#### オープンカフェ :

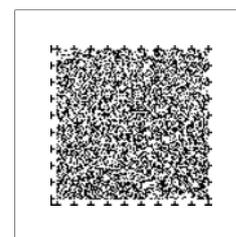
公道にパラソル、テーブル、椅子などを並べ営業する形態の喫茶店。区内では平成17年度からMOA4番街でオープンカフェの社会実験を行っている。

#### オープンスペース :

大規模なビルやマンションに設けられる空地(建築物が立っていない部分)で、歩行者用通路や広場等の空間や、公園・広場・道路・河川など、建築物が建っていない土地

#### 音声コード :

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ている。音声コードは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードであり、活字文書読上装置を使って音声化することができる。



SPコード(見本)

## か 行

### カーシェアリング：

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態。利用者は自ら自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要な時にその団体の自動車を借りる。

### 帰宅困難者：

事業所や学校等に通勤、通学又は買い物その他の理由により来店、もしくは来所する者等で、大地震等の災害時に交通機関の運行が停止したことにより、徒歩で帰宅することが困難となり、保護が必要となる者

### 緊急輸送道路：

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。

### 公開空地：

大規模なビルやマンションに設けられる空地（建築物が立っていない部分）のうち、日常一般に不特定の人々が利用することのできる通路や広場等の空間

### 心のバリアフリー：

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を無くし、社会の中で障害があることによる不利益を受けることなく、障害がある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

### コンシェルジュ：

利用者のさまざまな求めに応じて、まちや施設の案内、施設利用の支援などをする人

### コミュニティゾーン：

歩行者の通行を優先すべき住宅地などにおいて、自動車の速度規制や通過車両の進入の抑制、歩車分離などにより、歩行者が安全に通行できる環境づくりをめざす区域

## さ 行

### シームレス：

継ぎ目のないこと。本ガイドラインでは、まちを移動したり利用する際やまちの情報を収集する際に連続性が確保されていること。

### 色覚障害：

(P.106 参照)

色の見え方・感じ方が、一般とは異なっている状態。特に赤と緑、オレンジと黄緑、緑と茶、青と紫等が混同しやすい。日本人では男性の 20 人に 1 人、女性の 500 人に 1 人とされており、日本全体では 300 万人以上とされている。

## 社会実験：

地域に大きな影響を与える可能性が高い新しい施策の導入に先立ち、本格的に導入するか否かの判断材料を得るため、場所と時間を限定して施策を試行（実験）し、関係者が実際に体験しながら施策の評価を行うもの。

## スパイラルアップ：

施策の計画（Plan）、実施（Do）、見直し（Check）、改善（Action）の各段階において、関係者の参画を図り、段階的・継続的な発展を目指していくこと。

## た 行

### だれでもトイレ：

（P.105 参照）

ユニバーサルデザインの考えに基づき、車いす使用者、高齢者、妊娠中の人、子ども連れの人等、だれもが円滑に利用することのできる便房（個室）の呼称

### 地区計画：

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画

### 地区内残留地区：

市街地大火が発生しない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離（一区画程度）に退避すれば安全を確保でき、広域的な避難をする必要がないところについて東京都が指定した地区

## な 行

### ノーマライゼーション：

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

## は 行

### パークアンドバスライド：

最寄り駅まで自動車アクセスし、駅に近接した駐車場に駐車して公共交通機関であるバスに乗り換えて、目的地まで移動する方法のこと。

### バリアフリー：

障害者や高齢者にとって、移動の妨げとなる駅や道路の段差などの障害（バリア）や、日常生活の妨げとなる制度や人のこころなどの障害（バリア）をなくすこと。

### ヒートアイランド現象：

人口集中による大量の熱の放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人工物の増加、自動車やエアコンなどによる人工的な排熱の増加および自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられている。

## ピクトグラム：

(P.107 参照)

表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したものの。一見してその表現内容を理解できることから、優れた情報提供手段となっている。国際的に通用する標準案内用図記号（一部 JIS 化）が定められている。

## ペDESTリアンデッキ：

歩行者通路と車道を高架等で分離した、駅前広場等に設置される立体式の歩行者専用の通路。立体的に分離することにより、歩行者の安全、快適性の確保と自動車交通の円滑化が図られる。

## 歩道状空地：

大規模なビルやマンションに設けられる空地（建築物が立っていない部分）のうち、日常一般に不特定の歩行者が通行することのできるよう、道路に沿って設ける通路状の空間

## ま 行

### 木造密集市街地：

木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域

### モビリティマネジメント：

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組を意味するもの。「環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模、かつ、個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、一人ひとりの住民や、一つ一つの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が特徴である。

## ら 行

### 録音図書：

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ている。録音図書は、書籍の内容を音声に変えて（音訳）CDやカセットテープに録音したもの。

## や 行

### ユーザーエキスパート：

自分自身や近親者が障害を持っている等の理由で、バリアフリーに詳しい個人やグループ

### ユビキタス：

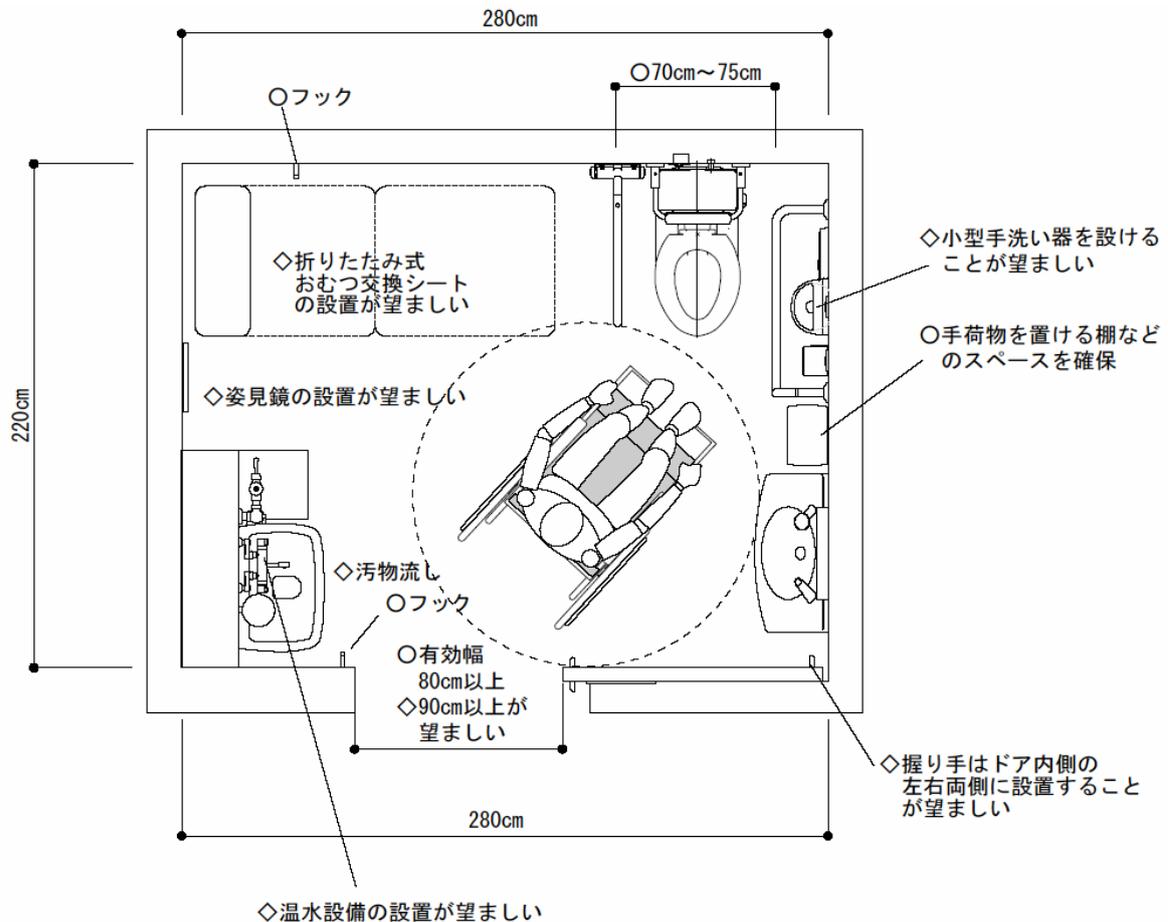
ラテン語で「至る所に存在する」という意味を持ち、あらゆる情報機器がネットワークで結ばれ、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる環境

## だれでもトイレ

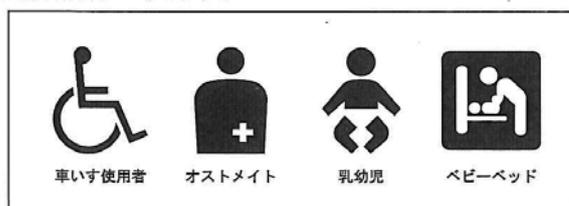
車いす使用者、高齢者、妊娠中の人、子ども連れの人等が外出した時に、困ることのひとつは、トイレの利用です。

だれでもトイレは、ユニバーサルデザインの考えに基づき、車いす使用者、高齢者、妊娠中の人、子ども連れの人等、だれもが円滑に利用することのできる便房（個室）です。広いスペースの便房、手すり、オストメイト設備、ベビーチェア、ベビーベッドなどを設けるなど、だれもがトイレを快適に利用できるような配慮が必要です。

また、快適に利用できるような適切な維持管理、利用者の適切なルールやマナーの普及啓発、案内標識の設置等のわかりやすいトイレ表示が重要です。



[出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)) 平成19年7月 国土交通省]



### 便房設備の表示例

「出典：東京都福祉のまちづくり条例  
施設整備マニュアル」

## 色覚障害

色の感じ方が一般と異なる方のなかで一番多いのが、いわゆる色弱者です(色覚異常・色盲・色弱・色覚障害・色覚特性とも称されます)。日本では男性の20人に1人、女性の500人に1人、日本全体では300万人以上いるとされています。これらの方は、視力(目の分解能)は普通と変わらず細かいものまで十分見えますが、一部の色の組み合わせについて、一般の方と見え方が異なります。

### 色の見え方



### 読みやすい色の組み合わせ



### 読みにくい色の組み合わせ



[出典：東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル  
(平成21年3月/東京都)]

## 標準案内用図記号

不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等に使用される案内用図記号は、一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて優れた情報提供手段です。案内用図記号の充実、統一化のために、案内用図記号の標準が定められ、一部がJIS化されています。

### 〈標準案内用図記号の例〉

(JIS Z 8210 : 2002 抜粋)

ここでは、JISで定められた標準案内用図記号のうちの一部を掲載しています。

詳細およびこの他の図記号については、一般用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照してください（交通エコロジー・モビリティ財団のホームページからダウンロードできます。）。

### 〈推奨度 A〉



案内所  
Question&answer



情報コーナー  
Information



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備※  
Accessible facility



車椅子スロープ  
Accessible slope



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



非常口 ※  
Emergency exit



広域避難場所※  
Safety evacuation area



禁煙  
No smoking



火気厳禁 ※  
No open flame



自転車乗入れ禁止  
No bicycles



走るな/かけ込み禁止  
Do not rush



携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones

### 〈推奨度 B〉



チェックイン/受付  
Check-in/Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



きっぷうりば/精算所  
Tickets/Fare adjustment



コインロッカー  
Coin lockers



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



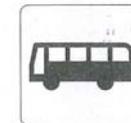
航空機/空港  
Aircraft/Airport



鉄道/鉄道駅  
Railway/Railway station



船舶/フェリー/港  
Ship/Ferry/Port



バス/バスのりば  
Bus/Bus stop



タクシー/タクシーのりば  
Taxi/Taxi stop



駐車場  
Parking



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



会計  
Cashier [注]通貨記号差し替え可

### 〈JIS 以外〉



駅事務室



定期券うりば



エスカレータ注意標①



エスカレータ注意標②



エスカレータ注意標③



視覚障害を示す  
国際シンボルマーク



オストメイトに配慮した  
設備を設けたトイレ



補助犬マーク  
(厚生労働省のホームページ参照)



耳マーク  
(社団法人 全日本聴覚障害者・中途失聴者団体連合会)

[出典：東京都福祉のまちづくり  
条例 施設整備マニュアル  
(平成 21 年 3 月/東京都)]

## ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン

—誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに—

印刷物作成番号  
2010-7-4001

発行 2011（平成23）年3月

編集・発行 新宿区都市計画部都市計画課 電話 03-5273-3527（直通）  
東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1

再生紙を使用しています。



環境にやさしい大豆インキを使用しています

